

被災されたお子様のいらっしゃるご家庭のみなさまへ

「子ども災害見舞金」を支給します

岡山県内で暴風、豪雨、洪水などの自然災害により被災されたお子様のいらっしゃるご家庭に対して、子どものための災害見舞金を支給いたします。

対象となる災害

「平成30年7月豪雨」以降の岡山県の区域内で発生した自然災害

支給対象となる方

- (1) 被災世帯であって、被災日に被災されたお子様（被災日を基準として、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している世帯の世帯主（以下「受給資格者本人」という。）
※お子様が世帯と離れて生活している場合でも、お子様を現に養育していることが確認できれば請求できます。
- (2) 被災されたお子様が施設入所あるいは里親委託されているなどの場合は、その施設設置者や里親等（以下「施設等受給資格者」という。）
- (3) その他知事が特に必要と認めた者

支給対象となる被害の程度

現に自己の生活の本拠として住んでいる建物が**全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水**のいずれかの被害を受けた場合

支給金額

お子様お一人あたり**2万円**

※被災後に出生したなど被災日において養育されていなかったお子様、また、申請時においてお亡くなりになられたお子様は、対象外となります。

申請方法（詳しくは裏面をご覧ください。）

申請書に必要書類を添えて、郵送により申請してください。

※申請書は岡山県子ども・福祉部子ども家庭課のHPからもダウンロードできます。

お問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県子ども・福祉部子ども家庭課
家庭支援班 「子ども災害見舞金」係
TEL 0 8 6 - 2 2 6 - 7 3 4 9
(8:30~17:00 年末年始・土日祝を除く)
URL : <http://www.pref.okayama.jp/page/587624.html>



「子ども災害見舞金」の申請手続き

1 申請書類

(1) 子ども災害見舞金支給申請書（様式第1号）

表面に記載した受給資格者本人（主に世帯主の方）が申請できます。また、受給資格者本人から委任された代理人（同一世帯の者に限る）が申請することも可能です。

※以下、受給資格者本人または受給資格者本人から委任された代理人のことを「申請者本人」と言います。

※施設等受給資格者が申請する場合は様式第2号を使用してください。

(2) 市町村が発行するり災証明書のコピー

(3) 申請者本人が確認できる書類のコピー

運転免許証、健康保険証、年金手帳など申請者本人が確認できる書類のコピーを提出してください。

※受給資格者本人から委任された代理人が申請する場合は、受給資格者本人と委任を受けた代理人両方のものが必要となります。

(4) 申請者の振込口座の通帳のコピー

申請者名義の通帳の金融機関名（支店名）、口座番号、名義人がわかるページをコピーし、提出してください。

※受給資格者本人から委任を受けた代理人が申請する場合には、代理人名義の通帳口座のコピーが必要となります。

(5) 被災日以降に発行された、世帯全員の住民票のコピー【県への委任により省略可】

別添の委任状により住民票の請求及び受領を県に委任してください。委任していただいた場合には、申請者本人からの住民票の提出を省略（県が代わりに市町村へ請求します）できます。

県に委任されない場合は、ご自身で住民票を取得していただく必要があります。また、委任状を提出していただいた場合でも、県が代理請求することにより事務手続に支障が生じる場合には、ご自身で住民票等を取得していただくケースがありますのでご注意ください。

※被災者に対する住民票の申請手数料が減免されないなど、県が委任を受けて住民票の代理請求を行う中で、本来、申請者が費用負担すべき実費が生じた場合には、見舞金の支給額からその所要経費を控除させていただくことがありますので、ご了承ください。

(6) その他

就学などの理由により、お子様が住民票を異動し、世帯主と離れて暮らしている場合には、**その子の住民票と「別居監護の申立書」**が必要となります。また、こうした別居監護の場合、お子様の住民票はご自身で取得していただく必要があります。（県は代理請求できません。）詳しくはお問い合わせください。

「子ども災害見舞金」の申請手続き

2 申請先と申請期限

支給申請書などの必要書類を下記のあて先まで郵送により送付してください。（恐れ入りますが、郵送料は申請者様でご負担ください。）

申請期限は、原則、被災日から1年間です。被災日は市町村の発行する災害証明書により、ご確認ください。

期限を過ぎた場合は支給ができないのでご注意ください。

（あて先）

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課

家庭支援班 「子ども災害見舞金」係

3 支給決定

振込口座への振込をもって、支給決定の通知に代えさせていただきます。

（支給決定通知書等の発行はいたしません。）

4 受給者の責務

この見舞金の制度は、全国の企業や団体、個人の方などから善意でいただいた貴重な寄附をもとに、被災した子どもの健やかな成長の一助となるよう設けられたものです。

この見舞金の支給を受けられた方は、その趣旨を踏まえ、子どもの心や生活の安定のために、有効にお使いください。

5 その他注意事項

- ・上記申請書類による確認・審査を経て、順次、振込口座へ支給する予定ですが、数ヶ月かかる場合があります。
- ・ご不明な点がございましたら、表面の問い合わせ先へお尋ねください。

「子ども災害見舞金」についてのよくある質問

Q 1 支給対象となる「子ども」とは何歳までの子ですか？

(答) 被災日を基準として、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が対象です。主に高校を卒業するまでの子とお考えください。

Q 2 被災日に生まれた子どもは対象となりますか？

(答) 対象となります。被災日は市町村の発行するり災証明書で確認してください。

Q 3 被災日より後に生まれた子どもは対象となりますか？

(答) 被災日より後に生まれた子どもは対象となりません。

Q 4 家族で被災し、その後、子どもが亡くなりましたが、申請できますか？

(答) 誠に申し訳ありませんが、申請時においてお亡くなりになっているお子様は、その死因にかかわらず、対象となりません。

Q 5 被災した18歳未満の「子ども」がいますが、既に働いています。この場合、見舞金の対象となりますか？

(答) 対象となります。
既に就労していても、年齢要件などを満たしていれば、支給対象となります。

「子ども災害見舞金」についてのよくある質問

Q 6 なぜ住民票の請求及び受領を県に委任しなければならないのですか？

(答) 被災時点で被災地にお子様が居住していたことを確認させていただくためには、住民票が必要となります。また、被災後に一家で被災地から引越した場合には、現住所の住民票ではなく、被災時点の居住地の市町村で「住民票の除票」（世帯主と支給対象となるお子様全員が確認できるもの）が必要となります。

このため、手続きが煩雑となり、被災者の皆さんにかえってご迷惑をおかけする可能性があります。県が被災者の皆さんに代わって手続することにより、被災者の方のご負担を軽減するものですので、ご理解ください。

Q 7 子どもは、普段、被災地以外にある学校の寮に入って生活しており、被災は免れましたが、実家（両親）は被災しました。この場合は対象となりますか？

(答) 対象となります。

この場合、お子様の住民票を学校のある市町村に異動させていれば、お子様の現住所の住民票と別居監護の申立書を別途提出していただく必要があります。

なお、この場合のお子様の現住所の住民票は県が代理請求できませんので、お子様ご自身で取得していただく必要があります。

お子様が住民票を異動していない場合には、追加資料（お子様の現住所の住民票と別居監護の申立書）は必要ありません。

Q 8 り災証明書に氏名の記載がある世帯主が先日亡くなりました。誰の名前で申請すればよいですか？

(答) 新しい世帯主のお名前で申請してください。この際、前世帯主の方がお亡くなりになられた旨を支給申請書の「通信欄」に記載してください。

Q 9 支給申請書はいつまでに送付すればいいですか？

(答) 被災日より1年間が申請期間となります。

期限を過ぎると支給ができませんので、できるだけ早めに申請いただきますようお願いします。

必要となる申請書類の例

申請の際に必要な書類は、ご家族の生活状況により様々ですが、その主な例を次のとおり記載していますので、参考にしてください。不明な場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

		支給申請書	本人確認書類	被災世帯の現在の住民票 [委任状]	り災証明書	振込口座の写し	別居監護の申立書	代理人確認書類	その他
1	被災後も被災前と同じ住所地にお住まいの場合（世帯主本人の申請）	○	○	○ （県が代理請求）	○	○			
2	被災後も被災前と同じ住所地にお住まいの場合（代理人の申請）	○	○ 世帯主本人のもの	○ （県が代理請求）	○	○		○ 代理人のもの	
3	被災後に転居した場合（世帯主本人の申請）	○	○	○ 世帯主と子どもの住民票の除票 （県が代理請求）	○	○			
4	被災後に転居した場合（代理人の申請）	○	○ 世帯主本人のもの	○ 世帯主と子どもの住民票の除票 （県が代理請求）	○	○		○ 代理人のもの	
5	被災時に子どもが被災地以外で生活（ <u>子どもの住民票は異動</u> ）しており、実家が被災した場合	○	○	○ （県が代理請求）	○	○	○		子どもの現住所の住民票（被災者が取得）
6	被災時に子どもが被災地以外で生活（ <u>子どもの住民票は異動なし</u> ）しており、実家が被災した場合	○	○	○ （県が代理請求）	○	○			
7	被災後も被災前と同じ住所地にお住まいの場合で、り災証明に記載された世帯主が被災後に亡くなった場合	○	○	○ り災証明に記載のある旧世帯主の住民票の除票 （県が代理請求）	○	○			